平成２６年（フ）第２５１号
栃木県真岡市熊倉町4888番地１　カーサラッテ202号、前住所栃木県宇都宮市雀の宮６丁目３番79号　ラシットハウス101
債務者　青柳　　拓
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月８日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２７６号
栃木県鹿沼市玉田町147番地３
債務者　吉野喜久子（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月８日午後４時40分　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２７８号
栃木県宇都宮市御幸町57番地７　ハイム88―Ｂ113号室、前住所栃木県宇都宮市御幸町203番地10
債務者　浅石早百合
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２７９号
栃木県真岡市東光寺２丁目18番地１
債務者　大貫　芳江
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月８日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２８１号
栃木県宇都宮市上横田町776番地11
債務者　阿部　和美
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月８日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２８２号
栃木県宇都宮市兵庫塚３丁目48番15号
債務者　楢原　光恵
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月８日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２８６号
栃木県那須塩原市上厚崎424番地３　ゴールデンイーグルⅠ―203号
債務者　松本しのぶ
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２９２号
栃木県宇都宮市清住２丁目３番11号　レオパレスサニーヒルズ109号、前住所埼玉県越谷市東越谷５丁目12番地14　ボヌール東越谷203号
債務者　井上　妙子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月８日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２４６号
岡山市南区福成２丁目21番30号グランメゾン福成302
債務者　難波　一三
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第６１６号
千葉県松戸市稔台７丁目46番地の16　サンハイツ稔台Ｂ―103号
破産者　杉山　幸司
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１３０５６号
東京都昭島市田中町２丁目１番44号　ドミール昭島１階、商業登記簿上の本店所在地東京都昭島市緑町１丁目１番22号
破産者　有限会社Ａｉｒ―ＴＥＣ
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２号
群馬県富岡市田篠726番地
破産者　有限会社三光技電
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第７２７号
神戸市西区南別府１丁目１番地の１
破産者　兵庫緑地開発株式会社
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５号
静岡県富士市吉原３丁目８番３号
破産者　株式会社マイトラベル
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第４８４号
京都市伏見区深草馬谷町６番地６、破産手続開始決定時の住所京都市左京区岩倉幡枝町431番地３
破産者　蒼工芸こと　山﨑　哲矢
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２１５号
香川県綾歌郡綾川町陶1500番地63
破産者　朝日建材工業株式会社
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係